【川越市】幼稚園・認定こども園 預かり保育償還払い用 請求日令和元年11月20日

施設等利用費請求書(償還払V 【 令和元 年 **10** 月分請求

原則、預かり保育を利用した翌月以降 にご請求ください。

(提出先) 川越市長

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、 下記の通り請求します。なお、施設等<u>利用費の審査にあたり、次の事項に</u>同意します。

- ・ 市が当該請求に必要な市町村民
- ・ 市が特定子ども・子育て支援の

令和3年4月1日以降、押印は不要です。

ついて対象施設に確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	カワゴエ イチロウ	一定		生年月	月日 [昭和60年11月1日
氏名	川越一郎	子どもとの	父	現住		川越市元町1-3-1
	※振込先は原則請求者名義の口座に限ります。	続柄		所冒	電話:	049-224-8811

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ	カワゴエ タロウ	生年月日	平成27 年 10 月 1 日
氏名	川越 太郎	認定番号	1120100000*****
		認定区分	☑ 新2号 □ 新3号

3. 在籍する幼稚園、認定こども園、又は特別支援学校

フリガナ	カワゴエダイイチヨウチエン	所在地	₸	市内園に在園している場合、	
施設名称	川越第一幼稚園	(市外園を利用 した場合のみ 記入)		記入不要	

4. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合(※1) は記入

フリガナ	利用の有無にかかわらず、在園している幼稚園が預かり保育を
施設名称	8時間以上・年間200日以上実施している場合、記入不可

※1 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみで

5. 特定子ども・子育て支援利用料の償還払い請求額

在籍園の預かり保育事業						育施設等	請求額 「c+d」か「月額上限額」の				
施設に支払った 金額(a)※2 (特定費用を除く)	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)		bのいずれか v方の額(c)	に支払った 金額(d) ※2 ※3		いずれか低い方の額 【月額上限額】新2号:11,300円 新3号:16,300円				
8,850 円	15 ∄	6,750 円	6	6,750 H		円		6,750	円		
提供証明內容								れる「特定子ども 書兼領収内容確認 さい。			
特定子ども・子育 ⁻ 支援の内容	7	提供日数等		提供時間 (標準的な利用			用 も・子育て支援 料の額				
幼児教育	1	□ ~ 31 □		9:00 ~	14:00	30,	000 円				
預かり保育事業	1	日 ~ 31 日 15	▼ _□	8:00 ~	18:00	8,	850 円(a)				

6. 振込先 ※施設等利用給付認定保護者以外の方の口座を指定す

必ず「1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)」 に記入した方名義のものを記入してください。 別の方の口座を指定する場合、委任状が必要です。

					_									
	金融機関名			預	金	種	目	✓ ‡	护通			, 		
1 	銀行」信用金庫	111+45	支店	П	座	番	号	1	2	3	4	5	6	7
埼玉	農協・信用組合	川越	出張所	口座	名義(カタカ	1ナ)		カワ	フゴ:	Γ	イチ	ロウ	1